

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 24 日

各 都道府県 高齢者施設等整備部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）に係る令和 7 年度予算
により新設した事業に関する Q & A」の送付について

介護保険制度の運営に平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度予算において、地域の実情に応じて、介護サービス需要の変化に柔軟に対応した介護施設等の整備を促進する観点から、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）に次の 4 事業を新設したところです。

- (1) 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業
- (2) 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業
- (3) 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業
- (4) 介護施設等の集約・再編支援事業

今般、この 4 事業について、都道府県からの御照会の多かった質問を中心に、別添 Q & A を取りまとめましたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）へ周知いただくとともに、その取扱いに当たり遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

○地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）に係る令和7年度予算により新設した事業に関するQ & A

【(1) 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業】

(代替施設を他の用途に供する場合の財産処分の考え方)

問1 代替施設を利用していた法人の介護施設等の建替えが完了し、代替施設に一定期間の未利用期間が生じる見込みであるが、代替施設の有効活用を図る観点から、当該期間について、他の用途に供することは可能か。

(答)

- 本事業は、介護施設等の建替え等の期間中に当該介護施設等の入所者等を転所等させ、継続的に介護サービス等の提供を行うための代替施設を整備するものである。
- 本事業の性質上、管内の介護施設等で建替え等が行われていない（建替え等を行う法人が代替施設の利用を希望しない場合を含む。）期間において、整備した建築物が、代替施設の用途に供されない期間が生じることも想定される。
- こうした代替施設の遊休期間において、管内の介護施設等の運営法人に対し公募をかけており、応募があれば代替施設として活用することが可能な状態を確保している場合は、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する「一時使用」に該当するものと解され、財産処分に係る手続きを経ず他の用途に利用することは差し支えない。
- なお、この取扱いは、代替施設の一部区画を他の用途に供する場合も同様である。したがって、代替施設の全部又は一部を、介護施設として恒久的に使用する場合は「転用」に該当するため、この場合は適切な手続きを経ること。

【3事業共通】

- (2) 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業
- (3) 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業
- (4) 介護施設等の集約・再編支援事業

(基金事業による助成を受けようとする際の申請)

問2 事業者が事業を実施する場合は、生産性向上に資する計画や転換後10年間の事業計画などを記載した申請書を都道府県等に対して提出することとされているが、この趣旨如何。

(答)

- これら３事業は、都市部や中山間・人口減少地域における介護需要の将来的な変化に介護施設等が柔軟に対応するための整備を支援するものであり、これを支援するに当たっては、地域で介護サービス確保を図るため、中長期的な視点に立ち、計画的に取り組むことが求められる。
- このため、助成を受けようとする事業者は、生産性向上に資する計画・転換後10年間の事業計画・介護職員等処遇改善加算等の取得状況等を提出するものとし、申請内容により事業者の状況等を確認することで、介護保険事業（支援）計画を踏まえた持続可能なものとなっているかを確認することとしたものである。
- したがって、申請書に記載された内容が不十分である、あるいは、事業実施後に申請書に記載した取組の実施が見込めなくなった場合などにおいて、直ちに助成の申請を不採択とすることや助成金の返還を求めることが、かえって、介護保険事業（支援）計画の達成や中長期的な介護サービス等の確保に支障が生じると考えられる場合においては、
 - ・ 生産性向上に関する計画の内容が不十分であれば生産性向上を支援する各種事業など必要な支援につなげることや、
 - ・ 介護職員等処遇改善加算等が算定できていない、あるいは、算定できなくなったのであれば、算定するための支援を行う
 など、本３事業の実施が、中長期的な介護サービス確保に資するよう適切な対応を行うこと。
- なお、この申請書の様式（参考例）を別紙のとおりお示しするので、都道府県は事業の実施に当たり適宜活用されたい。

（事業イメージ）

問３ 事業イメージ如何。

（答）

- 本３事業により想定される事業は次のようなものである。

（２）都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

- 本事業は、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換する際に必要となる整備を対象としており、例えば、次のようなケースが想定される。
 - ① 特別養護老人ホームを定員29人以下から定員30人以上に増床する際の増築
 - ② 定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備するもの
 - ③ 定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り

止め大規模な介護施設等を新たに整備するもの

(3) 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

○ 本事業は、介護施設等の定員の1割以上を減少させる際に必要となる整備を対象としており、例えば、次のようなケースが想定される。

① 同一の施設区分のダウンサイジングのケース

- i) 定員50人の特別養護老人ホームを定員30人（▲40%）にする際の改築（介護保険法上の指定は改築前後ともに介護老人福祉施設）
- ii) 定員30人の特別養護老人ホームを定員25人（▲20%）にする際の改築（介護保険法上の指定は、改築前は介護老人福祉施設、改築後は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- iii) 定員25人の特別養護老人ホームを定員20人（▲20%）にする際の改築（介護保険法上の指定は改築前後ともに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

② ダウンサイジング前後で施設区分等が異なるケース

- i) 定員50人の介護老人保健施設を定員40人の介護医療院（▲20%）にする際の改築
- ii) 定員50人の特別養護老人ホームを定員25人の特別養護老人ホームと定員20人のケアハウス（特定施設）にする際の改築（定員1割以上減少の確認には、それぞれの定員を合算して行う。50人→25人+20人=45人：▲10%）
- iii) 定員30人のケアハウスを認知症高齢者グループホーム（定員18人）と小規模多機能型居宅介護（登録定員25人、宿泊定員9人）にする際の改築（定員1割以上減少の確認・・・30人→18人+9人（登録定員と宿泊定員いずれによるかは都道府県の判断による。今回は宿泊定員）=27人：▲10%）

(4) 介護施設等の集約・再編支援事業

○ 本事業は、2以上の介護施設等の集約・再編を行う際に必要となる整備を対象としており、例えば、次のようなケースが想定される。

① 2施設を1施設又は2施設（※参照）に合築・併設

（集約・再編前）

A地区：特別養護老人ホーム（定員50人）

B地区：特別養護老人ホーム（定員20人）

（集約・再編後）

A地区：特別養護老人ホーム（定員は問わない）

※ 一の介護老人福祉施設とする場合は1施設、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とする場合は2施設

設とカウント

B地区：取り壊し等（全部・一部の取り壊し費用のみ対象）

② 3施設をサービス転換した上で3施設を合築・併設

（集約・再編前）

A地区：特別養護老人ホーム（定員50人）

B地区：有料老人ホーム（定員20人）

認知症対応型デイサービスセンター

（集約・再編後）

A地区：特別養護老人ホーム

認知症高齢者グループホーム

小規模多機能型居宅介護

B地区：他の用途に転用（整備費は対象とならない）

- 本事業は、複数の介護施設等の合築・併設のための整備を事業対象としており、集約・再編後の介護施設等は一の建築物あるいは同一敷地内にあることが前提となる（集約・再編前の別の敷地に所在していた介護施設等の全部又は一部の取壊しに要する経費は対象となる。）。しかしながら、集約・再編後の介護施設等に別の敷地に所在するものの事業対象となる本体介護施設等と一体的に運営されるサテライト型施設が含まれる場合は、当該サテライト型施設に係る整備も対象として差し支えないこと。

【4事業共通】

（本事業を実施した際の財産処分の取扱い）

問4 本4事業を実施した場合の財産処分の手続き如何。

（答）

- これら事業固有の要件等はないため、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年老発第0417001号厚生労働省老健局長通知）を参照の上、管理運営要領に基づき実態に応じた手続きを経ること。

(別紙)

***** 殿

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）による助成申請書

(1)の事業の実施に当たり、補助（助成）を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

(1) 助成を受けることを希望する事業（□に○を記載すること）

	都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業
	中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業
	介護施設等の集約・再編支援事業

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
申請者の名称	
代表者の氏名	
現に実施している介護サービス事業等	
事業実施後の介護サービス事業等	
生産性向上に関する計画	
転換後 10 年間の事業計画	
介護職員処遇改善加算等の算定状況	
事業実施後の介護職員処遇改善加算等の算定見込み	

※必要に応じて、詳細がわかる書類を添付すること